

青森県農業近代化資金利子補給規則改正新旧対照表

新規則

青森県農業近代化資金利子補給規則

(昭和二十七年三月十日 青森県規則第十三号)

改正

Table with columns for year (昭和三十七年 to 平成八年), date, and rule number. It lists the new regulations for the interest subsidy.

旧規則

青森県農業近代化資金利子補給規則

(昭和二十七年三月十日 青森県規則第十三号)

改正

Table with columns for year (昭和三十七年 to 平成九年), date, and rule number. It lists the old regulations for the interest subsidy.

新規則

青森県農業近代化資金利子補給規則をここに公布する。

青森県農業近代化資金利子補給規則

(利子補給)
 第一条 県は、農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百二号。以下「法」という。)
 (第二条第三項に規定する農業近代化資金(以下「農業近代化資金」という。))を貸し付
 ける法第二条第二項各号に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。))に対し、この規
 則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)
 第二条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおり
 とする。

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第二条第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が同条第一項第一号に掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第二号から第五号までに掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合
一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設物の改良、造成、復旧又は取得に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・四パーセント
二 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・四パーセント
三 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・四パーセント
四 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・四パーセント
五 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	一年 一・二五パーセント		

旧規則

青森県農業近代化資金利子補給規則をここに公布する。

青森県農業近代化資金利子補給規則

(利子補給)
 第一条 県は、農業近代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百二号。以下「法」という。)
 (第二条第三項に規定する農業近代化資金(以下「農業近代化資金」という。))を貸し付
 ける法第二条第二項各号に掲げる融資機関(以下「融資機関」という。))に対し、この規
 則の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)
 第二条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおり
 とする。

農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第二条第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が同条第一項第一号に掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第二条第二項第二号から第五号までに掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合
一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設物の改良、造成、復旧又は取得に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・五五パーセント
二 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・五五パーセント
三 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・五五パーセント
四 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	一年 一・二五パーセント	一年 一・二五パーセント	〇・五五パーセント
五 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	一年 一・二五パーセント		

新 規 則

(報告の徴収等)

第七条 融資機関は、知事が当該融資機関の行なつた第一条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(青森県補助金等の交付に関する規則の適用除外)

第八条 この規則による利子補給については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則十号)の規定は適用しない。

(昭四五規則一一、追加)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十九年十一月十九日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

旧 規 則

(報告の徴収等)

第七条 融資機関は、知事が当該融資機関の行なつた第一条の利子補給に係る農業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(青森県補助金等の交付に関する規則の適用除外)

第八条 この規則による利子補給については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和四十五年三月青森県規則十号)の規定は適用しない。

(昭四五規則一一、追加)